

松江市青少年支援連絡会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、松江市青少年支援連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、社会生活を営む上での困難を抱える子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携することにより、必要な支援が早期かつ円滑に行われることを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について情報や意見の交換及び検討等を行う。

- (1) 子ども・若者の支援に係る各機関の役割・機能分担に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に携わる人材の養成に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要と認められること。

(組織)

第4条 連絡会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 連絡会に会長を置き、松江市教育委員会副教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。ただし、会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 連絡会は、必要があると認めるときは、会員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(秘密の保持)

第5条 この連絡会の構成員は、この連絡会を通して知りえた個人情報等の秘密を漏らしはならない。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	関係機関・団体名
福祉	島根県健康福祉部青少年家庭課長
	島根県中央児童相談所長
	島根県立わかたけ学園長
	松江市健康福祉部家庭相談課長
	松江市健康福祉部障がい者福祉課長
	松江市健康福祉部生活福祉課長
	松江市こども子育て部子育て給付課長
	松江市こども子育て部こども家庭支援課長
	松江市社会福祉協議会生活支援課長
保健・医療	松江市健康福祉部健康推進課長
	松江市・島根県共同設置松江保健所長
	島根県立心と体の相談センター所長
	島根県東部発達障害者支援センター長
矯正・更生 保護	松江保護観察所長
	松江少年鑑別所長
	島根県警察本部少年女性対策課長
	松江警察署長
雇用	松江公共職業安定所長
	島根県商工労働部雇用政策課長
	しまね東部若者サポートステーション総括コーディネーター
	島根障害者職業センター所長
教育	島根県教育庁特別支援教育課長
	島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室長
	島根県教育センター教育相談スタッフ 企画幹
	松江市教育委員会副教育長
	松江市教育委員会学校教育課長
	松江市教育委員会生徒指導推進室長
	松江市教育委員会青少年相談室長
	松江市教育委員会発達・教育相談支援センター所長
	松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室青少年支援センター所長
	松江市青少年育成連絡協議会長
民間団体	特定非営利活動法人 YCスタジオ
	特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい
	特定非営利活動法人 バリアフリー・シネマ&ライフ・ネットワーク
	特定非営利活動法人 スペース